

○議長（茅沼隆文）

皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年12月定例会議（第3日目）の会議を開きます。

午前 9時00分 開議

○議長（茅沼隆文）

日程第1 議案第72号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成27年厚生労働省令第133号）に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を変更するため、開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

それでは、議案を朗読させていただきます。

議案第72号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月4日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、1枚おめくりください。

開成町条例第 号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年開成町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

それでは、初めに、一部改正の理由について、ご説明させていただきます。

今年度から子ども・子育て支援新制度が開始され、小規模な保育事業の許認可権を町が持つようになりました。この事業の許認可のために必要となる基準については、厚生労働省令をもとに、町が条例を制定してきたものでございますが、このもととな

っている省令の一部が平成27年9月1日から変更され、変更の内容にあわせた対応を神奈川県が行うこととなったため、町の条例を改正するものでございます。

具体的に申し上げますと、保育事業に従事する人材を増やし、保育の受け皿を整備しやすくすることを目的に、神奈川県が国家戦略特区に指定されていることを生かして、国家戦略特別区域限定保育士、略称といたしまして、地域限定保育士と申しております。これを導入したため、改正前条例の保育士の定義に、地域限定保育士を追加するものでございます。

表の中の改正後の欄をご覧ください。職員に関する規定の第24条第3項でございます。保育士の後に、次の下線部を追加するものでございます。（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。）でございます。なお、改正前の条文全体で18カ所に保育士の規定を定めてございます。

下線部最後の以下同じという部分につきましては、全部に適用するという意味でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。というものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

失礼いたしました。説明に一部訂正がございます。先ほど条文の条項、24項を3項と申しましたが、24条第2項でございます。失礼いたしました。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論もないようですので、採決を行います。

議案第72号 開成町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって、可決されました。